

平成 2 1 年度札幌市研究開発事業研究課題
「子どもの権利に関する教育」に係る実践研究 実施要項

1 本実践研究の趣旨

札幌市では、平成20年11月の第3回定例市議会において、子どもの権利の理念をより一層具現化することなどを目的として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が制定された。このことにより、各学校において、子どもが、自分の権利について正しく理解するとともに、自分が尊重されると同じように他者を尊重するなど、互いの権利を尊重し合うことや、自分にかかわる問題を自らの手で解決するなどの経験を通し、自ら考え、責任をもって行動することができるような実践的態度を高めるなど、本条例の趣旨を踏まえた教育の一層の充実が求められている。

本実践研究では、各園・学校において、本条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるよう、教材の開発や指導方法の工夫、教職員・保護者等への啓発方法等について実践的な調査研究を行うことを通して、子どもの権利の理念を生かした教育の普及・啓発を図ることとする。

2 研究主題

子どもの権利の理念を生かした教育に係る教材や指導方法の工夫、教職員・保護者への啓発方法等に関する実践的研究

3 調査研究の内容、方法と委員の構成

「子どもの権利に関する教育研究協議会」を設置し、下記のAからCの内容についてグループごと研究を進める。

委員長（校長）とアドバイザー（子どもの権利に関する教育に係る専門家等）、事務局（教育委員会担当指導主事）が全体を統括する。

A 授業実践・教科等グループ

条例啓発パンフレット（子ども未来局作成）等を活用した、教科等の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行う。研究成果を教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図る。

- ・小学校教諭 2 名
- ・中学校教諭 2 名

B 授業実践・特別活動等グループ

子どもの権利の趣旨を生かした児童会・生徒会活動や学級活動、ピア・サポート等の実践についてまとめ、教育委員会ホームページに掲載し、普及啓発を図る。

- ・小学校教諭 2 名
- ・中学校教諭 2 名
- ・高等学校教諭 1 名
- ・札幌市 P T A 協議会から 1 名 (アドバイザー)

C 普及啓発グループ

幼稚園・学校が、子どもの権利について研修を行えるよう、校内研修会用資料 (保護者向け、教職員向け) を作成し、各園・学校に配付する。

資料は、プレゼンテーションの電子ファイルと説明原稿を予定

- ・小学校教諭 1 名 (教務主任)
- ・中学校教諭 1 名 (教務主任)
- ・札幌市 P T A 協議会から 1 名 (アドバイザー)

4 推進日程

| | |
|-------------|--|
| 9 月下旬 | 第 1 回研究推進会議 (全体会) ・事業内容についての確認 ・研究の進め方について ・実施上の諸課題について |
| 1 0 月下旬 | 第 2 回研究推進会議 (ワーキング) 【授業実践・教科 G】指導案の検討 (題材の洗い出し) 【授業実践・特別活動等 G】指導案、指導実践等の検討 【普及啓発 G】教職員向け、保護者向け資料の検討 |
| 1 1 月中旬 | 第 3 回研究推進会議 (ワーキング) ・第 2 回研究推進会議 (ワーキング) の続き |
| 1 2 月 ~ 2 月 | 公開授業 (小・中) 一般公開し、実践の検証を図る。 |
| 2 月下旬 | 第 4 回研究推進会議 (ワーキング) ・まとめ |
| 3 月初旬 | 第 5 回研究推進会議 (全体会) ・各グループの活動及び研究成果の報告 ・専門家等による助言 |
| 3 月下旬 | 研究成果の教育委員会ホームページへのアップロード (事務局) |